平成二十一年十月十四日

締約国	受諾書の寄託日	当該締約国についての発効日
ベルギー王国	昭和四十四年一月二十二日	昭和四十四年四月二十二日
ブルガリア共和国	昭和四十三年十二月三十日	昭和四十四年三月三十日
フィリピン共和国	昭和四十四年三月四日	昭和四十四年六月四日
ポーランド共和国	昭和四十四年五月二十八日	昭和四十四年八月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

○外務省告示第四百九十七号

エチオピア連邦民主共和国政府は、平成十三年十月五日にロンドンで作成された「二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」の加入書を平成二十一年七月十四日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年十月十四日にエチオピア連邦民主共和国について効力を生ずる。

（平成二十一年七月二十日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十一年十月十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

○外務省告示第四百九十八号

サウジアラビア王国政府は、平成二年十一月三十日にロンドンで作成された「千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」の加入書を平成二十一年七月三十日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年十月三十日にサウジアラビア王国について効力を生ずる。

（平成二十一年八月七日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十一年十月十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

○外務省告示第四百九十九号

ドミニカ共和国政府は、昭和六十三年三月十日にローマで作成された「大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書」の加入書を平成二十一年八月十二日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十一年十一月十日にドミニカ共和国について効力を生ずる。

（平成二十一年八月十三日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十一年十月十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

○外務省告示第五百号

平成二十一年十月一日にリマで、体育庁柔道器材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

平成二十一年十月十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

1　援助の目的及び内容　体育庁柔道器材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四千四百五十万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年四月三十日まで

4　署名者

日本側　目賀田周一郎在ペルー大使

ペルー側　ホセ・アントニオ・ガルシア・ベラウンデ外務大臣

○厚生労働省・農林水産省告示第五号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第五条第四項において準用する同法第四条第一項の規定に基づき、平成二十一年十月五日付けをもって高度化基準の変更を認定したので、同法第五条第四項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき、公表する。

平成二十一年十月十四日

厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　指定認定機関の名称及び住所

社団法人日本食肉加工協会　東京都渋谷区恵比寿一丁目五番六号

(二)　食品の種類

食肉製品

(三)　高度化基準

変更された食肉製品の高度化基準は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。）

二　(一)　指定認定機関の名称及び住所

社団法人日本缶詰協会　東京都千代田区神田東松下町十番地二翔和神田ビル三階

(二)　食品の種類

容器包装詰常温流通食品

(三)　高度化基準

変更された容器包装詰常温流通食品の高度化基準は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。）

三　(一)　指定認定機関の名称及び住所

社団法人日本炊飯協会　東京都豊島区南池袋二丁目三十一番地五南大和ビル八階

(二)　食品の種類

炊飯製品

(三)　高度化基準

変更された炊飯製品の高度化基準は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。）

四　(一)　指定認定機関の名称及び住所

社団法人大日本水産会　東京都港区赤坂一丁目九番十三号

(二)　食品の種類

水産加工品

(三)　高度化基準

変更された水産加工品の高度化基準は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。）

五　(一)　指定認定機関の名称及び住所

財団法人日本乳業技術協会　東京都千代田区九段北一丁目十四番十九号

(二)　食品の種類

乳及び乳製品

(三)　高度化基準

変更された乳及び乳製品の高度化基準は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。）

六　(一)　指定認定機関の名称及び住所

全国味噌工業協同組合連合会　東京都中央区新川一丁目二十六番十九号

(二)　食品の種類

味噌

(三)　高度化基準

変更された味噌の高度化基準は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。）

七　(一)　指定認定機関の名称及び住所

全国醤油工業協同組合連合会　東京都中央区日本橋小網町三番十一号

(二)　食品の種類

醤油製品

(三)　高度化基準

変更された醤油製品の高度化基準は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。）